

第30回 年金記録回復委員会（H23.11.8）議事録

1 日 時 平成23年11月8日（火） 17時58分～19時00分

2 場 所 厚生労働省 省議室

3 出席者

（委員）磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、廣瀬委員、三木委員

（日本年金機構）紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

（厚生労働省）藤田厚生労働政務官（途中退室）、今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

（磯村委員長）

定刻の2分ほど前ですが藤田政務官がお越しになりましたので、第30回の年金記録回復委員会を始めます。今日は金田委員と斎藤委員がご欠席で、駒村委員は遅れていらっしゃるそうです。少し早いですが始めたいと思います。初めに、藤田政務官から一言ご挨拶をお願いします。

（藤田厚生労働政務官）

皆さま、こんばんは。ご挨拶の機会が大変遅くなりましたが、野田新内閣の下で政務官に就任しました衆議院の藤田一枝です。本日はお忙しい中、委員の皆さま方には当委員会にご出席を賜りありがとうございました。

かねてから皆さま方には大変熱心な審議を続けていただいているわけですが、年金記録の問題は国民の皆さまの関心も非常に高く年金制度の信頼に関わる基本的な問題であり、今後さらに持続可能な年金制度をつくり上げていく上で、国民の皆さま方に納得いただける記録問題の解決は不可避な課題だと認識しております。厚生労働省としてもこの問題にはしっかり取り組んでいく所存ですので、引き続き委員の皆さま方には忌憚のないご意見、ご支援を賜りますように心からお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

（磯村委員長）

ありがとうございました。藤田政務官はしばらくすると公務のために退席されますのでよろしくをお願いします。

それでは予定の議事に従いよろしくをお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

議事に入ります。本日は資料1から資料4までを用意しております。まず、資料1をご覧ください。「記録問題の全体構図と本日の議題」です。委員会でのご指摘、委員長のご指示により、10月4日にお示したものの修正版です。赤い字で書いてあるところが本日の議題です。C)の部分、「紙台帳などとコンピュータ記録の突き合わせによる記録回復」が資料4になるものです。その下のD)は「厚生年金基金記録と国記録との突き合わせ」のうち①のイ)、ウ)、それから②、③が資料2に係る部分です。その下のE)は「回復基準の設定と周知」です。新基準が10月からスタートしていますが、関係団体への周知という対応状況について資料3でご報告したいと考えております。青の部分は10月の委員会でご報告した事項です。委員長からの指示に従い、来月以降も用意することになりますのでよろしく申し上げます。資料1につきましては以上です。

次に資料2に移ります。本日の議題の大きな柱である厚生年金基金と国記録の突き合わせについて渡辺企業年金国民年金基金課長からご説明します。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

お手元の資料2-1と2-2をご覧ください。資料2-1は、先ほどご説明した資料1のD)に当たるものを課題の全体像ということで詳しくお示したものです。これは前回の10月の年金記録回復委員会でもお示しておりますので、詳細の説明は省略します。本日は資料2-1のそれぞれの課題について、今後どう対応していくのかということ資料2-2でまとめておりますので、こちらの資料でご説明します。

資料2-2をご覧ください。まず、「課題に対する対応方針と今後の進め方(案)」です。1点目として、「種別相違事案(代行部分の二重給付、不支給)への対応」です。これは今ご覧いただいた資料2-1の一番左端のところ。それぞれ「二重給付による過払い」、「不支給」という2つがございますが、前回10月4日の委員会で、基本的な方針についてはご了承いただいております。若干復習しますと、二重給付による過払い事案は、2-1の図のように国と基金の記録の相違により1階、2階の部分に加えて、代行部分がさらにプラスで二重で給付されているということです。これについては基本的に過払い分を返還するという方針だったと思います。一方で不支給となっている事案は、代行部分について基金と国のいずれからも給付されないということで、これはそれぞれ国ないしは基金から給付するというので、基本的な方針についてはご了承いただいております。

資料2-2に戻ります。この基本方針に沿い、11月から12月を目途に日本年金機構における事務処理要領を改正する予定です。国と基金の記録の不一致の事例が起こる原因等については、9月6日の委員会で調査の実施についてご報告したところでございますが、現在この調査を実施しております。この結果を踏まえた再発防止策について、調査結果と合わせて今後、できれば次回の委員会でご報告したいと考えております。以上が1点目です。

次に2点目です。こちらは全体に係ることですが、かねてより基金側における突き合わ

せ作業が進んでいないのではないかというご指摘をいただいております。これについては今月中に、先般厚生労働大臣から日本年金機構に出した指示書を踏まえた作業スケジュールについて、再度各基金に周知を図ることと併せて、全基金を対象に突き合わせ作業の進捗状況調査を行いたいと考えております。これを基に、特に進捗が遅れている基金を中心に、具体的にどのような点が障害になっているのかを個別にヒアリングする作業を年内に開始し、作業の促進を図っていきたいと考えております。

3点目は、「国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案への対応」ということで、資料2-1の真ん中の事例です。これは突き合わせの相手が見つからない状態で、相手探しをしなければいけない事案です。これについては、相手方の記録を探す作業を効率的に行うために、このような事案の主な原因を分析するためのサンプル調査を、年内を目的に実施したいと考えています。

この調査と平行して、年金局と日本年金機構の間で基金、あるいは連合会ないしは日本年金機構が協力して、相手を探す作業をしていかなければいけません。効率的に作業が進められるように、それぞれの作業分担について整理を行うということです。これは方針というよりは作業をいかに効率的に進めるかということです。作業手順について年内を目的に整理をしたいと考えております。

次の4番の「代行返上に係る記録の再整理について」が本日ご審議いただきたいところです。中身としては資料2-1の一番右端のところ。これは先般、磯村委員長からご指摘がございましたが、代行返上した後の記録の再整理や周知の仕方を本日お諮りしたいと思っております。これらの作業については、現在生存者を優先して進めております。死亡した方の記録の取り扱いについては、先ほどの資料1のD)の①のエ)でも赤、青のいずれにも分類されておられません。これについては生存者の作業の進捗状況を見ながら、作業の進捗の報告と併せて別途検討しご報告したいと考えております。

資料2-2の3ページです。代行返上に係る記録の再整理について整理しましたのでご報告します。具体的な案に入る前に現行制度の仕組みをご説明します。代行返上自体は平成15年度から開始されており、平成22年度末現在で828基金が代行返上を行っています。代行返上すると代行部分の最低責任準備金を国に返すことになり、これまで828基金で約14兆2千億円が国に納付されております。

代行返上を行う場合は、その際に各基金において国から提供された被保険者記録、基金の加入員記録の突合という作業を行っております。不一致があった場合で基金記録が誤りであることが明らかな場合は、すぐに基金記録を訂正します。いずれが正しいか分からない場合は、今の年金機構ですが当時は社会保険事務局に調査依頼をして、その結果を基に国記録または基金記録を訂正するという形になっておりました。代行返上を行った後に記録の誤りが判明した場合にどうしているかということが(2)です。この場合に、代行返上した基金の権利義務を承継した企業年金基金や基金清算人というものがございまして、このような代行返上基金の権利義務を承継する者からの申し出により、記録整理の再実施

を行うという仕組みがございます。この結果、最低責任準備金の清算を行うことになりませんが、このような仕組みが現状でございます。

記録の再整理の実施については、平成23年8月1日現在では3,050件ほどで、211基金がこのような再実施をしております。中身としては、国の記録が上がって国に最低責任準備金を納付するものが増えております。国への最低責任準備金、再整理に伴う納付額は総額で12億円です。逆に基金に還付したものは約8千万円です。

次の4ページです。代行返上後に再整理をしなければいけない事態が生じる背景としては、代行返上時の記録突合において、先ほどどちらの記録が正しいか分からないときは基金が調査依頼をするとご説明しましたが、その際に判断資料として添付できるものの範囲が、現在平成22年度から実施している突合作業で認められている判断資料の範囲よりも狭かったことが一因となっていると考えられます。

具体的には、資料に記載しております代行返上時の判断資料、これは平成15年6月の当時の社会保険庁の事務連絡に基づいておりますが、社会保険事務所長の決定通知書、例えば報酬月額などの決定通知書の写しを資料として添付することができる、ということでした。現在の国と基金の記録突合作業の判断資料としては、通知の写しもそうですが特定証拠書類としてこの他に規約の認可書の写し、あるいは参考資料として会社側の人事記録、給与記録、健保組合、雇用保険の被保険者記録のようなものを付けることができるようになっており、かなり範囲が広がっております。当時はこのような判断資料が少なかったこともあり、私どもで一部の代行返上基金に確認しましたところ、記録突合の処理結果については国の記録を修正しているケースもございますし、基金の記録を修正しているケースもございますが、全体的には基金の記録を修正しているケースが約9割以上で大半でした。

このようなことを踏まえて、現行の仕組みを活用しながら今後どう対応していくかということですが、1点目として、代行返上は以前より減っていますが年間十数件ございますので、今後の判断資料は現在の突合作業で判断資料の範囲として認めているものを範囲とすることを明確化したいと考えております。

2点目として、代行返上時に不利益な記録訂正が行われた方の記録回復を図るという観点から、今の再整理のスキームを活用しつつ取り組みを行いたいと考えております。

具体的には、これまで代行返上を行った全ての基金に対して、現在の国と基金の記録突合で認められている範囲の判断資料、例えば雇用保険のいろいろな記録などの判断資料があり、その資料によって国記録が高くなるような受給者なり加入者にとってプラスになるケースについて、承継基金からの申し出により記録の再整理を行うことを改めて周知したいと考えております。その際に、突合するための国記録の提供依頼があった場合にはケースに応じて直近の国記録を提供するという事です。記録の再整理と再整理に伴う最低責任準備金の清算等の事務は現行のスキームに沿って行います。

次の5ページです。具体的な周知の方法ですが、代行返上した後の権利義務を承継して

いる承継基金等への通達を発出するほか、厚生労働省あるいは日本年金機構のホームページ等においても周知を図りたいと考えております。また、個人が第三者委員会を通じて申し立てをしてあつせんをするケースが、私どもで調べた範囲でも過去 27、8 件ありました。このようなあつせんがあった場合は、対象となる承継基金に連絡した上で、今申し上げたような手続きが行われるように徹底していきたいと考えております。

具体的な今後のスケジュールですが、今後起こる代行返上について、判断資料の範囲を今の突合作業と合わせることにについては、年内に改正通知を発出して現在手続き中の代行返上基金から適用していく形にしたいと思っております。代行返上を行った後の基金への周知とそれに伴う突合作業ですが、承継基金等への周知は今年度中を目途に実施して、そこから具体的な依頼があった案件の突合作業については、24 年度の上半期を目途に開始するということです。また、具体的な実務については、今後日本年金機構と詰めたいと思っております。大まかな方針としてこのような方向で、代行返上後の再整理問題を整理していきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、一応厚生年金基金に関してはこのような方向でいくということで、これまで実務検討会でいろいろお話してきたところですがよろしいですか。

(ここで藤田政務官は退室)

(尾崎年金記録回復室長)

これら資料のご審議の前に、資料 2-3 を中村事業管理課長からご説明します。

(中村事業管理課長)

資料 2-3 についてご説明します。今の企業年金国民年金基金課長の説明に関係して、厚生年金基金の種別相違事案があった場合の取り扱いについてです。一般的に年金額が増額になるケース、あるいは減額になるケースについてご確認いただく意味で資料をご用意しております。通常、年金記録の訂正に伴い年金が増額になる場合に、過去 5 年分については遡及してお支払いすることになっております。平成 19 年に施行された時効特例法に基づき、現在、記録回復のケースについては 5 年より前の分もさかのぼって、特例給付という形でお支払いするという取り扱いになっております。

この部分については 2 ページをご覧くださいますと、時効特例給付は支払いが事務的に遅れたという点もございましたので、特別立法で遅延特別加算金法が平成 22 年 4 月から施行されており、時効特例給付については一定の加算金が付くという状況になっております。下に基本パターンがございしますが、支払額に対して一定の利率で加算金が付くということ

をイメージとして書いております。

3 ページは減額になるケースです。年金が減額になる場合、通常5年を経過していない部分については過払い分として返還を求める取り扱いになっております。国の金銭債権の消滅時効が会計法に基づいて5年となっていることもあり、5年分について過払いの返還を求めるという取り扱いになっているのが現状です。(注)に書いておりますが、この分については金利が付かないことになっております。

4 ページは受給者に返還していただく過払い額についてです。1つ目のマルに書いておりますが、年金記録をしっかりと管理しその記録に基づき給付を行うという原則に基づいて、過払いが判明した場合にはきちんとご説明した上で、過払い額の分を返還いただくことが基本になっている状況で、これはこれまでもご説明してきた通りです。

参考までに過去の判決例として記載しましたが、誤った裁定を取り消して再裁定を行い、さかのぼって年金を減額することについての東京高裁の判決で、障害年金受給者の年金の再裁定の事例です。そのようなことも認められるという判例を参考までに載せております。

5 ページ以下は参考までに整理しております。仮に年金額の減額を再裁定した場合に、通常、年金額から日本年金機構のほうで所得税等の源泉徴収を行っております。年金が下がったことで、所得税が過徴収となるケースがございます。その場合は額改定後の初回の支払いで過払い分について税額を還付する、そこで調整させていただくという取り扱いを現在行っております。年金額改定後の支払いにおける源泉徴収額は内払い控除の調整をしておりますが、本来の年金額改定後の年金額を基に所得税を算出し源泉徴収をするという取り扱いになっております。

所得税については今申し上げた通りですが、地方税、特別徴収で自治体の要請によって行っている介護保険料、あるいは国民健康保険の保険料等についても調整が必要になるケースがあると思っております。今の実務としては、再裁定を行った場合に対象の市町村について「公的年金支払報告一覧表」というものを改めてお送りしている状況です。その情報を基に、市町村のほうで本人に還付が可能だというお知らせがいくという仕組みになっていると承知しております。次のマルは先ほどご説明したのと同じようなことが書いてございます。

下の箱ですが、年金受給後に働いている場合は在職老齢年金の調整ということが起こるわけです。6 ページをご覧くださいの方が分かりやすいかもしれませんが、現行では在職老齢年金を調整する場合には、例えば国の支払い部分が 50 万円で基金の支払い部分が 50 万円ということで、在職により調整がかかる場合は停止額が 30 万円になり、国と基金を合わせた全体の年金額について停止がかかることになっており、国として支給する分について源泉徴収を行うことになるわけです。

その下のところですが、実はこの国の 50 万円、基金の 50 万円が間違っていて、国が 40 万、基金が 60 万だったと想定した場合にどうなるかということです。トータルの停止額は 30 万円が変わらないのですが、機構が支払う支給額の部分が実際には多少減ります。その

分、機構として源泉徴収を行う対象の額が少し変わってくることになると思います。この分については前のページに戻って一番下の段にございますが、過去に源泉徴収をしていた所得税が過徴収になる場合には、同じように額改定後の支払いで過払い分について税額を調整するという取り扱いをしております。ここまでは一般的な説明です。

企業年金国民年金基金課長から説明がございました基本的方向、前回ご了承いただいた方向に沿って今後取り組みを進めていくことになるわけです。具体的方向ということで2に示しております。返還いただく額は、会計法の規定に基づいて過払い分の過去5年分になり、この分については利息がかからないということは先ほどご説明した通りです。返納方法としては2つの方法がございます。1つは、その後支払われる年金の中で「内払調整」と称していますが、支払いを調整していく方法です。もう一つは、年金とは関係なく別途現金で納めてもらうという方法になります。いずれも原則として5年以内で返還いただくように通常受給者にもお願いして返還を求めています。年金による調整の場合は、2か月に1回の支払いですので最長30回での支払いになります。現金の場合は5年間ですから、各月であれば60回の返還になります。分割も可能ですし、まとめて返すというお考えの場合には一括返納等も可能です。このようなことで取り組みを行っていきたいということです。

8ページは、参考例として年に4千円の過払いを5年間返還する場合に、どのようなイメージになるか等について整理したものです。9ページ以下は以前ご報告いたしました、機構で行ったサンプル調査の結果をそのまま記載しております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございます。一度にたくさんご説明をいただきましたが、大体このような方向でということをご過去の実務検討会でも議論しまして、それなりにいろいろ手当てをした結果だと思えます。委員の皆さまで、ご意見やご質問、その他何かございましたらお願いいたします。

(稲毛委員)

整理されていると思いますが、改めて確認も含めて資料2-2の5ページです。第三者委員会を通じて個人からの申し立てのあっせんがあった場合ですが、記録の再整理は基金側からの申し出があり、一方であっせんの方は個人からの申し立てがあるような場合、今回想定されているのは個人からの申し立てのあっせんが先に来た場合だと思えます。その場合に承継基金が申し出をすれば、あっせん取り下げのような形になり記録再整理の方にたすきが渡されるのか、それともあっせんはあっせんとして進行して、記録再整理は再整理で進行してと、結果的に同時進行的になってしまうのか、その辺の整理をしたほうがいいと思います。要はあっせんとの関係です。2つのものが共存した場合に、どちらをどうするのかというのは常に紛争の場合にはまつわりますので、そこの整理をお願いします。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

基本的には記録の再整理のスキームに乗せていけばいいと思いますが、あっせんととの整理については第三者委員会とも調整したいと思います。

(稲毛委員)

あっせんの方は個人から取り下げなければ動かないので、そこを事務的にどのように進めていくのかということです。

(磯村委員長)

よろしいですか。それはそれなりに別途お返事をしていただけますか。他にはよろしいですか。

あと幾つかその都度ご報告いただくことが残っておりますが、一応大きな流れとしてはこういう方向でよろしいですか。では、同意をいただけたということで次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料3に移ります。包括的意見に基づく年金事務所段階での記録回復の周知状況を年金局からご説明します。これについては、これまで何回か回復委員会でご審議いただき、本年10月から包括的意見に基づく新しい基準が実施されています。この新しい記録回復基準について周知をしっかりとっていくべきということで、周知の一環として各事業主団体等にさまざまな周知の働きかけを行っていくべきではないかというご指摘を踏まえて、このような形で対応しているというご報告をしたいと思います。

資料の上からご覧いただくと、まず、10月3日から新基準の取扱いが開始したということです。それを受け、私どもでは5ページ以降にございますような周知の依頼を行っております。ここにございます7団体に周知依頼をしており、1ページ目の表にございますように日本経済団体連合会では「経団連タイムス」に掲載予定、日本商工会議所ではホームページの「トレンドボックス」に記事を掲載していただいたり、各地の商工会議所に周知のお願いの準備をしていただいたりしているということでした。全国中小企業団体中央会、経済同友会、企業年金連合会、厚生年金基金、全国社会保険労務士会連合会につきましても、それぞれが表にございますようにご対応いただいている状況です。

3ページですが、その中から関係団体のホームページからのリンク状況についてまとめました。当委員会におきましても、各団体のホームページについてリンクを張るという形で周知していただいた方がいいのではないかとご意見をいただきましたので、各団体へお願いしたところ、現時点では日本商工会議所、企業年金連合会、全国中小企業団体中央会のホームページにこのような形でリンクを張る等の対応を行っていただいている状況

です。

2のマスコミへの周知も併せて積極的に行うべきというご意見をいただいております。10月27日に厚生労働省でねんきんネットのデモンストレーションを実施した際に、新しい記録回復基準について資料を配布して記者の方にもご説明したところでした。引き続き関係団体における対応をしっかりとフォローして、できる限り多くの従業員に周知が行われるように対応していきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件に何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。私からですが、その後何か反応はございましたか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

受付件数は11月10日に正式な集計をすることにしておりますが、現在把握しているところでは、10月頭から10月末までの時点で約190件を受け付けております。今後同僚リスト等を展開していきますので数字は増えていくと思いますが、取りまとめ次第報告したいと思っております。以上です。

(磯村委員長)

どのような中身ですか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

中身としては、基本的に賞与事案や1か月の中抜けの転勤事案が大宗を占めていると思っておりますが、詳細については分析できておりません。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。ありがとうございました。次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料4です。日本年金機構の伊原部長からご説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料4に基づき、紙コン事業の進捗状況、文書保管規定の見直しについてご説明します。2ページをご覧ください。突き合わせ事業の進捗状況については、2か月に1度公表するとなっております。3月、5月、7月の状況をご説明してきましたが、今回は9月末の結果がまとまっておりますのでご説明いたします。9月末の段階で、受託事業者レベルで作業が終わった方は1,598万1,679人、約1,600万人という状況です。9月末にお客さまにお送

りした通知は 18 万 7,275 件です。1,600 万人がどのぐらいのレベルかという、被保険者までを含めたトータルの対象者数は 8,100 万人と見込んでおりますが、それで見ると大体 2 割です。65 歳以上の受給者世代、高齢者で見ると約 5 割が終わっているという状況です。比較的順調に進んでいると考えております。

従来から課題になっている通知発送件数は 3 月、5 月は非常に低迷しておりましたが 6 月以降は伸びており、現在は 18 万 7,275 件です。後ほどご説明いたしますが、受託事業者段階で不一致となった件数と比較すると、送るべきものの 2 割ぐらいしか送れていないということです。この辺は来年度の課題として進捗を進めなければいけないと思っております。

詳しい数字は 1 ページをご覧ください。審査を開始した件数が 1,900 万人、そのうち審査を終了して職員まで終わっているのが 1,250 万人、受託業者で終わっているものが 1,598 万人です。受託事業者ベースで見ると一致件数が 1,440 万人、不一致件数が 149 万 8 千人です。不一致件数の割合、149 万 8 千人を分子にして分母を 1,598 万人で割ると約 9.4% の不一致率となりますが、これは過去のサンプル調査に比べて高い結果になっております。なぜこのような結果になっているかと申しますと、受託事業者レベルでは最終的な不一致の確定まではできず、実際に職員が作業し、不一致になった案件の細かいデータを調べていくと 3 割ぐらいが一致になりますので、実際は 6% 強ぐらいの水準ではないかと考えております。

年金回復見込額ですが、下の累計で大体 18 億 7 千万円という水準になっています。生涯額に直すと、この約 20 倍なので 370 億円ぐらいになると思います。年金回復見込額が増額になる方は 18 万 4 千人という水準です。その下にご本人への通知発送件数、うち記録訂正の部分と記録判明のそれぞれがございます。記録訂正が 17 万 9 千件、記録判明が 8,200 件で、合計が 18 万 7,275 件という状況です。全体の概況は 3 ページをご覧ください。

既に何度も説明していますが、突き合わせ事業は 4 つのプロセスから成っています。受付をして、1 次審査、2 次審査、最終的に職員の審査で作業を完了するという状況です。このうち受託事業者が担当しているのが、受付、1 次審査、2 次審査の 3 つの工程です。3 つの工程については、立ち上げから半年程度はスタッフのスキルの向上に時間がかかることもあり、滞留などが発生しておりました。一番遅くスタートした拠点も今年の 1 月からですので 10 か月が経過し、拠点間の差はありますが、全体としてレベルが上がり、現在はおおむね順調に推移しています。

課題となっているのはその後の職員審査です。2 次審査の結果、通知送付の検討が必要な案件が想定以上に多かったことから、職員審査や通知作成の作業が追い付いていない状況です。通知送付の検討が必要な案件が想定以上に多かった理由は、この工程で受託事業者が不一致と見極めたものをさらに職員が審査すると 3 割ぐらいに絞り込まれる、逆にいうと、受託事業者レベルでは 3 割多くわれわれが思っていたより不一致という形で出している、従って物量が多いということが 1 つございます。

2つ目は、不一致率自身が事業設計をした際に参考としたサンプル調査と比べて高くなっていることも原因となっております。このような状況を踏まえ、今秋10月からは記録突合センターの職員作業に加えて、全国47の事務センター、あるいは312の年金事務所のうち支援可能なところがありますので作業の一部を担当してもらい、処理体制の拡充を図っております。ただ、これは暫定的な対応ですので、現在予算要求中ですが、来年度は職員作業全体を事務センターに移管して集中的に体制を固めたいと思っております。

4ページですが、11月から契約の見直しを行いました。従前の契約は座席数ベースで作業スタッフの数に応じて、1人について1日働けばいくらかという形での支払いでした。しかし、1年たって大体データも集まってきましたので、処理効率の改善を図るために処理件数に応じた実績払い方式に転換しました。拠点ごとに何件処理を終えればいくらか払うという方式に改めました。併せて、1件当たり処理コストの高い拠点を中心に単価の引き下げを求めました。また、処理コストの低い拠点については、できるだけ多くの処理をやってもらえれば効率性が高まりますので、そういう見直しを行いました。

この表の真ん中に「稼働開始から現在までの拠点評価」がございます。1,874円/件から4,042円/件まで、29拠点でばらつきがございました。今回単価を設定するに当たり、1件当たりの処理コストが高いところに減額を強く要請して、下半期は1,702円から2,899円という形で、全体として5.5%の単価の引き下げを行いました。これに伴い単価が下がりましたので処理件数をより多くやろうということで、本年度は2,340万件の処理件数の見込みでしたが、60万件上乗せし2,400万件を目標に現在作業を進めております。以上が進捗状況のご報告です。

次は5ページの文書保管についてご説明します。まず6ページをご覧ください。回復委員会には昨年諮らせていただきましたが、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業では大量の書類が出てきます。記録問題の過去の経緯もございまして、書類はできるだけ保管することになっておりますが、5年間の保存期限、5年間となっておりますが当分の間廃棄不可となっているもの、半年間、1か月間とルールが分かれております。今日ご説明しますのは画像データ、オンラインデータの取扱いについてでありまして、これらは紙台帳検索システムの中に電子情報としてございますが、これを打ち出したものについての保管期限を見直したいという内容です。

5ページに戻って、問題の所在というところでは、保管期限のルールについては一番上のマルにあるようにルールを定めております。次のマルの中では、画像データやオンラインデータを紙で打ち出したものはシステム上いつでも参照可能なので、作業完了後1か月間保管した上で廃棄可にしております。「1か月」というのは特に理由があったわけではございませんが、万が一何かあったときのためにということで、事業をスタートするに当たってとりあえず1か月と保管期限を定めました。作業を開始して時間が経過する中で拠点における保管スペースが狭くなってきております。長期間保存する必要性が薄い画像データ、オンラインデータについては、形式的に1か月間保管しておかなければいけないのか

という声が各拠点から相当上がっております。このような中で以下の対応としてはどうかということで①です。画像データ、オンラインデータについてはいつでも参照できるので、1か月という形式的な要件ではなく、「申出なし」、「一致」、「補正不要」、「補正要で通知なし」という、お客さまへの対応が必要のない画像データおよびオンラインデータについては、機構職員が納品確認を行う段階までは保存し、納品確認が終わったら廃棄してもいいという扱いにはどうかと考えております。それ以外の書類については従前のルール通り、将来、再度見返すことも想定されますので、所定の保管期限まで保管するという扱いに改めたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。最後の紙台帳との突き合わせ文書の保管のことも含めて何かご意見やご質問はありますか。

(三木委員)

3つありまして、1つ目はコスト、2つ目は品質、3つ目は予算です。まずコストについて申し上げますと、1件当たりの処理コストが1,800円と4,000円で、2倍以上の差があるわけです。この差がどうして出てきているのかを確認しなければいけないと思います。過去の議論の中では、人件費の安い地方や、廃校のような遊休施設で行えばいいのではないかという意見があったと認識しております。このような差がどうして発生しているのかをご説明していただければと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まず、コスト差がなぜ生じているかということですが、4ページの表をご覧ください。1件あたりの処理コストが1,874円から4,042円です。この4,042円/件は特殊事例で、被災拠点で1か月間作業が中断したということも影響していると思われませんが、それでも大きな差が生じています。原因として最初に考えられるのは、物件費、人件費が高い地域の場合ではないかということです。29拠点のうち三大都市圏に該当するものが全部で10件ございます。この10件については実は成績の悪いところはあまりなく、この結果を見る限り、人件費、物件費の高さがこの差に大きく影響しているとは考えておりません。そこで標準偏差を取り、標準偏差の上と下の拠点を比較したところ、2つの点が要因として考えられました。1つはスタッフの問題です。各拠点のスタッフの定着率を見ると、成績が良い、つまり1件当たり処理コストの低い拠点は定着率が高くなっております。それに対して成績のあまり良くない拠点は定着率が低く、大体1割の差がありました。2点目は品質の問題です。受託事業者が行った作業については職員がチェックして誤審率を計測したり、管理者の合格・不合格を判定したりしておりますが、成績の悪い拠点の場合は管理者・品質に対して責任を負う方々のレベルが、成績の良いところに比べて低いという結果が出て

いました。総合的に申し上げますと、人件費と物件費のコスト差よりも拠点ごとのマネージメントの違いがこの差に影響しているのではないかと考えております。以上です。

(磯村委員長)

他の質問はよろしいですか。

(三木委員)

2つ目の品質についてです。今、一部ご説明されましたが、契約単価方式に変わるということは、業者の立場からすると、品質は問わなくてもどんどん生産して納品してしまえば1件当たりのお金がもらえるということで、ともすると質より量という方向に走りがちになると思います。今後、品質管理をどのようにするのかということをもう一度確認したいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

この事業を始めるに当たり、4年間で全件照合するという大きな目標がございますので、一つにスピードが大事だということで「効率性」と、第二の記録問題を起こさないための「正確性」という、2つのある意味で矛盾するような課題を設定しました。正確性に関しては研修をきちんとやるというレベルの話から始まり、納品のチェックでしっかりと品質管理を行うということを柱に掲げました。品質チェックに関しては大きく分けると、受託事業者レベルでの品質と日本年金機構の職員がチェックする品質管理の2点があります。前者については、受託事業者は大きく2段階で管理をしています。1つは、作業管理者といわれるSVがチェックをする、もう一つはその結果を管理者が10%抜き取りでチェックするという工程です。年金機構の職員は、受託事業者の管理者のレベルに応じて全件確認から1%抜き取り確認までの品質管理のチェックをすることになっております。

事業スタート段階では、職員による誤審率のチェックで10%を超える拠点が多数ございましたが、1次審査を例にすると、現在は全ての拠点で誤審率が1%以下の水準になっております。今ご質問がございましたように、11月以降は受託事業者のマインドとして、できるだけ多く納品したいというインセンティブが強まると考えております。われわれとしては一番の課題を品質チェックに重点を置き、全ての拠点について、毎週、前の週の誤審率、抜き取り検査をしたときの誤り率を管理して、その率の変動をよくチェックしていきたいと考えております。

(三木委員)

今の説明で、原価コストと品質の面で日本年金機構としては非常にやっているということが分かりました。今後の24年度の話で、年間で2,400万件処理ができるということであれば、23年、24年で4,800万件やれることになると思います。実際に受給者は延べ人数で

はなく、ユニークな数では 3,700 万人ぐらいだと記憶しております。そういう意味では予算が今どようになっているのか詳しく分からないのですが、このまま来年度オペレーションを回していくとすると、どこかのタイミングで受給者はいなくなり加入者に対して手を付けることになると思います。そのようなことの意味決定がどのように行われるのか私は理解していないのですが、それぞれの回復する金額であったり率であったりということで、一定の費用対効果的なものを多少なりとも考えるような議論が去年の 12 月ぐらいにあったように記憶しております。そのあたりが今後どようになっていくかお聞きしたいと
思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

日本年金機構のほうからご説明します。費用対効果に関しては、今年の 5 月にサンプル調査の結果を発表しております。受給者に関しては、算術的な意味で回復する額と掛けるコストを見たときに、掛けるコストのほうが低くなるだろうということになったと思っております。今、日本年金機構と厚生労働省から財務省に予算要求をしている内容は、来年度に受給者の突合せ作業を終えるレベルです。先ほど年間に 2,400 万件できたら 2 年間で 4,800 万件というお話がございましたが、実は受給者について残されている件数は、1 件当たりの紙台帳の枚数が非常に多いため、来年度は 2 千万件ぐらい処理する見込みを立てております。私たちは作業を進めるにあたり比較的簡単なものから作業をしており、19 枚以上紐付いているものは後に残しております。従いまして、来年度 2,400 万件が素直にできるとは思っておらず、スピードを考えると 2 千万件ぐらいがいいところではないかと考えております。そういう意味で来年度は受給者を中心に作業をしていきます。

被保険者の今後の取り扱いについてどうするかは、厚生労働省のほうで検討されるのではないかと承知しております。

(磯村委員長)

併せて何かございますか。よろしいですか。

(梅村委員)

今の三木委員の発言の中で、場所等について検討すればもっと安いのが出ているのではないかという昔の議論が出ていますが、今後については通知等いろいろあって、そのような問題については現状を維持するということなのかどうか、その辺が触れられていないのですが、いかがですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今われわれが予算要求している内容では、4 ページでご覧いただきましたが、実際に成績の良いところと悪いところがあり、悪いところについてはもう一度見直しをする必要性

があると思っております。できるだけ多くの案件を成績の良いところにやっていただき、成績の悪いところについては見直しが必要だと思えます。そういう意味で、今の体制でそのまま来年度もストレートに行っていくということは考えておりません。

(梅村委員)

もう一つ、先ほどの話にありました 19 枚以上紐付いているものについて、この前も検討会で少し議論をしたわけですが、大体どの辺のところまで切るかというのは検討されて、今後も続けるということですか。それとも大体この辺で決めているということでしょうか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

この問題についてはまたご相談しなければいけないと思っております。厚生年金と船員保険については枚数が多い方を分析してみると転職が多い、あるいは船員保険の場合は船に何回も乗り換えた方ですので、例えば 50 枚でも 70 枚でもやらざるを得ないと思っております。実際に今作業をしております、できないことはないと考えております。

問題になるのは国民年金の方です。国民年金の場合は例を挙げると、3 か月ごとに 1 枚ずつ作成されているというように非常に枚数の多いものがございます。この辺の処理については、どうやれば効率的にできるかということを追求したいと考えております。何とか工夫して作業できないかと思っておりますが、これについては現在検討中です。

(磯村委員長)

よろしいですか。他には何かございますか。

では、私からです。1～2 日前の新聞に 40 億円無駄遣いをしているという話が出ていましたが、あれは本当ですか。嘘ですか。

(塚本事業企画課長)

観測記事の類ですので、記事そのものにコメントするべきではないと思いますが、記事に取り上げられているのは、伊原部長がご説明した 4 ページの真ん中の単価です。現在は先ほど伊原部長からご説明したとおり、11 月から右側の単価で実際には動いております、そこも事実と違うところがあると。さらに「40 億円」という数字については、どこをどのように計算したのか全く分かりませんので、コメントのしようがないという状況です。

(磯村委員長)

委員の皆さん方はお分かりいただけましたか。また、何かやったのかと思ってしまいますから、そのような話があったら遠慮なく前もって話してください。他にはよろしいですか。

(廣瀬委員)

戻って最初の基金の関係での質問です。基金の記録と国の記録が違っている件は今日の最初の議事でした。現在、平成19年以来は国の記録と基金の整合性をチェックしているからこういう問題は起きないと聞いているわけですが、チェックの内容を全然聞いていなかったのだから分かる範囲でご説明いただきたいのです。チェックは定期的にやっているのか随時やっているのか、目視でやるのか機械的にチェックしてエラーが出るような仕組みになっているのか、あるいは労力的にどういうチェックになるのか。例えば電子申請を受け付けた場合には紙に打ち出すなど、かなりの作業があるということをお前聞いたばかりです。紙で打ち出してチェックするように労力的な負担が掛かるのか、その辺の概要を分かる範囲でご説明いただきたいのですが。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

年金機構からご説明します。オンラインが導入された後は、国の側で種別に関する記録の新たな誤りは生じないというご説明をしたと記憶しております。その理由は、そのときの年金局の資料にもございますが、オンラインのシステム上、誤った記録が個別に入力されない仕組みになっているからです。詳しくご説明しますと、種別の変更があり得るものには2つパターンがございます。基金加入事業所ではなかった事業所が基金に加入した場合と、基金加入である事業所に新たに就職した場合という2つのパターンです。1つ目の基金加入ではない事業所が新たに基金加入事業所になった場合は、事業所単位でその事業所が基金加入事業所だという入力をした結果、事業所に勤めている全被保険者の種別記録に直接反映されて、自動的に5種または6種に変更されるのでミスが生じないということです。

既に基金加入事業所である事業所に新たに就職した場合についても、基金加入事業所であるのに1種、2種という通常の一般被保険者の種別を入力しようとしても、システム上入力できません。そういう点でオンライン上、新たな記録ミスが防がれる仕組みになっておりますので、基本的には生じないと考えております。

(磯村委員長)

それでご納得いただけますか。

(廣瀬委員)

分かりにくい部分もありますが、機械的にチェックされているということで、目視でやるという話ではないように思いましたが。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

全てシステム上の話で、目で見えて確認する作業を要せずに、基本的に自動的に正しい記

録になるように、またはシステム上誤った記録の入力が阻止される仕組みになっているということです。

(廣瀬委員)

分かりました。

(磯村委員長)

よろしいですか。今日の予定の議事はこれで終わりですが、他に何かございますか。まだお諮りしたいことはいろいろございますが、諸般の事情により後送りせざるを得ない議事もございますので、今日はこの辺でお開きにしたいと思います。

(尾崎年金記録回復室長)

次回の日程は12月8日木曜日です。その前に2回ほど検討会を行いたいと思います。ありがとうございました。

(磯村委員長)

それでは、今日はお開きにしたいと思います。ありがとうございました。

(了)